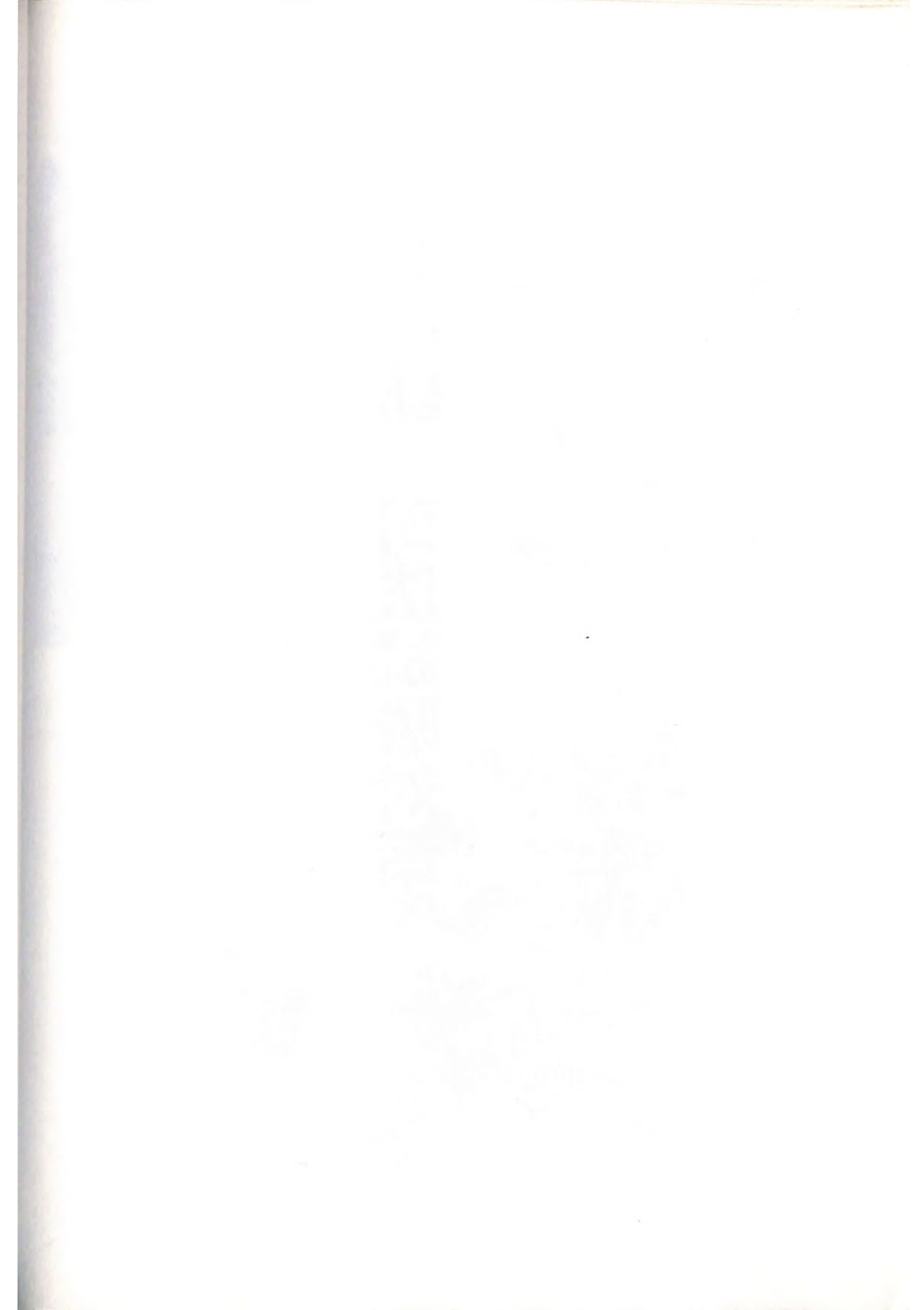


第一部 司法試験対策



# 炎の塔を作ろう



中央大学理事  
学研連委員長

松 家 里 明

一、我が母校中央大学は昭和二六年から昭和四五年までの二〇年間司法試験第二次試験の合格者が全国一であったばかりでなく、当時は公認会計士試験第二次試験、弁理士試験等においても長年合格者数が第一位であり、全国の高校生のがこれの大学であった。

それがここ数年、司法試験も公認会計士試験も全体の合格者数が増加しているにもかかわらず、本学の合格者数が激減しているのである。

## 司法試験第二次試験

年 度	全合格者数	合格者数 一位大学	本学合格者数	順位
平成七年	七三八	一六六 東大	八七	三
八年	七三四	一八一 東大	五七	五
九年	七四六	一八八 東大	七六	四
一〇年	八二二	二二三 東大	六八	五

## 公認会計士二次試験

年 度	全合格者数	合格者数 一位大学	本学合格者数	順位
平成七年	七二二	一三四 早稲田	四一	三
八年	六七二	一一五 慶応	三九	三
九年	六七三	一一五 慶応	三八	三
一〇年	六七二	一一九 慶応	三四	三



このような状況が続くと本学は、将来どうなっていくのであろうか。各種国家試験の合格者数の減少は、既に本学学生の国家試験受験者の減少という結果となって表れており、国家試験の資格を取って法曹界その他の専門職を目指すとする学生が減少することは入学して来る学生の質の低下をもたらす危険があるのではないだろうか。

このようになった原因の一つに本学が都心から遠い八王子の多摩丘陵に移転したことがあるとして、部分的都心回帰論が多くの学員から語られるようになった。しかし、この都心回帰の実現は財源上も法令上も容易なことではなく、私は、都心回帰問題を議論している間に月日が流れ、その間に現状以上に各種国家試験合格者数が減少することを危惧するものである。従ってこの現状を打開するためには早急に実現可能な方策を考え、実行するしかないと考える。

二、そこで、その方策を考えるために学研連委員会において研究室員の声を直接聞くことと国家試験受験予備校の有力者の意見を伺うこととした。

1 平成一〇年七月一五日多摩校地にて初めて学研連委員会を開催し、学研連の六研究室及び法職講座の二研究室から各二名宛の室員の出席を求めて室員の意見を聞いたのである。

次のような問題点が明らかとなった。

(1) 法職の研究室では、一・二年生の研究室と三・四年生の研究室が階層を異にしているので上級生との交流がない。多摩に法職の卒業生が在室できる研究室がない。

(2) 法職の研究室も学研連の研究室も先輩達が駿河台の研究室に移っているので、実力のある先輩と一緒に勉強できない。

(3) 実力のある先輩に駿河台から来てもらうことができない。合格者を多摩に呼ぶことも困難である。

(4) 多摩の学研連研究室の室員登室率が悪い。研究室に入っても図書館で勉強したり、予備校で勉強したりする

ので研究室に常時在室しない。従って研究室で討論する機会が少ない。

(5) 学研連研究室の環境が悪い。冷房がない。冷房がないから夏は研究室に来なくなる。窓を開けると騒音で勉強が出来ない。

(6) 学研連研究室では緊張感がなくなってきている。サークル棟が近くにあることも影響してサークルのようになっていく。都心の予備校では他大学生もいて緊張感がある。

(7) 研究室で予備校を中心に勉強する者は他の室員と情報の交流をしない。

(8) 多摩研究室で身近に合格する先輩の背中を見ることがなくなって来ている。

今の学研連研究室は、我々が在室した頃の学研連のように室員が統一した勉強をしていない。各室員がバラバラに勉強している。従って質問や法律論争をしようにも出来ない状態になっている。そのうえ、登室率が悪い。しかも実力ある先輩の室員が多摩に少ないということである。

更に悪いことに、昨今の択一試験の問題は、各研究室はもとより法職委員会でも問題を作ることが困難となっているので択一試験の模試は予備校に行くか、予備校の資料を貰うかしなければならないのが現状である。

2 平成一〇年九月一六日の学研連委員会に東京リーガルマインド（LEC）の学院長であられる反町勝夫先生をお招きしてお話を伺った。

その要旨をまとめると次のとおりである。

(1) 法律の知識をいかに日本語の論理に乗せて答案を書くかという文章を書く訓練をさせること。

(2) 法律の論理に乗せて答案を書くためには、学者の体系書では役に立たない。なぜなら、学者の体系書は全て説明中心に書かれている。論理を書いているのでない。論理は筋道を示すもので説明文ではない。

(3) 答案という限られた書面には、学者の説明文を書くことは量が多すぎて書けない。従ってLECでは独自の



テキストを作成し、資料をとりそろえ手取り足取り指導している。

(4) 答案については、一般的な合格答案のモデルを作って暗記させる。

問題については論証を要約したブロックカードをつける。

本試験、模擬試験の全問題について回答例を作り、論拠をうけて解説している。

(5) 入門講座↓論文基礎講座↓答案講習会というカリキュラムで統一的に指導している。

三、私は司法試験のことしか知らないが公認会計士試験等の合格者の減少も前述の司法試験合格者数の減少の原因と同様であろうと思う。そこで各種国家試験の合格者の減少をくい止め、増加させるために緊急に次のことを行うことが必要であろうと思う。

第一、国家試験を志す学生達の研究室を設備のよい一つの建物にまとめて勉強に専念できるようにし、

第二、法職と学研連は今以上に協力して統一的な指導方法を確立すべきであり、

第三、学研連の合格者数が減少した結果、各研究室の独自の指導が困難となって来ているので学研連の各研究室が協力して統一的なカリキュラムを作って指導し、

第四、ゼミ室、講義室、談話室、事務室等を設け、ビデオ、パソコン等を使用して指導、研究が一つの建物の中で行えるようにすべきであろう。

平成一一年一月二四日付読売新聞の「編集手帳」に大学受験予備校関係者との話が出ていた。

それによると、予備校の自習室が異常人気で大盛況だそう。今や予備校全体で十数室二千人数の規模になったという。夜何時まで空いているかとか、日曜も使えるかなどを競っているという。なぜ。「人が頑張っている姿を見て励みに」「友だちとこうして息抜きもできる」と廊下に車座に座り込んだ学生たちが答えたという。

私は、国家試験の受験生も同じ心境であろうと思う。いや、我々の駿河台研究室時代、水道橋研究室時代は、こ

れと同じではないだろうか。

多摩校地に国家試験対応の独立した研究室棟を建てることは今すぐにも実行できることである。このように一つの研究棟を建てて、各種国家試験の研究講座を開設し、統一的な指導を行うことが急務であると考えられる。学外団体である学研連がこのような設備を設けて指導、運営を行うことは困難である。

そこで法職講座運営委員会のもう一つ上の大きな国家試験対策のための学内団体、例えば「学校法人中央大学国家試験研究対策委員会」なるものを作る必要があると思う。

(設置)

第一条 本学に、学校法人中央大学国家試験研究対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の任務)

第二条 委員会は、将来国家試験の受験を志す本学学生及び卒業生に対して必要な知識の教授及び受験指導を行うため、各種国家試験の研究講座の開設、並びに各種研究室及びその関連施設を設置し、各種国家試験科目の研究、対策及び施設の運営等に関する基本方針を樹て実施に当る。

(委員会の構成)

第三条 委員会は、次の者で構成し、理事長が委嘱する。

- 一、法学部長が推薦する法学部選任教員 名
- 二、経済学部、商学部、理工学部、総合政策学部の各学部長が推薦する選任教員 各 名
- 三、学術研究団体連合会が推薦する者 名
- 四、中央大学法曹会が推薦する者 名
- 五、中央大学経理研究所が推薦する者 名



六、白門弁理士倶楽部が推薦する者

名

(委員会の任期)

第四条 略

(委員長)

第五条 略

(審議事項)

第六条 委員会は、第二条に定める任務を達成するために、次の事項について審議する。

- 一、各種国家試験科目の研究講座の開設及び各研究室等諸施設の運営に関する事項。
- 二、各種講座の編成に関する事項。
- 三、各種講座及び各研究室に関する事項。
- 四、予算申請案に関する事項。

その他 略

四、かつて駿河台に校舎があった頃、校庭のそこかしこに、法律論がうずまいていた。いや、喫茶店も、食堂も銭湯の中も法律論争をする学生で一杯であった。それは大学が指導しなくても学生自らの意思で、力で国家試験に向かつて行った。これはまさに熱核反応ともいふべきものであった。中央大学は、今多摩校地にこの熱核反応が起こるよ  
うな設備をする必要があるのではないだろうか。

我々は、大学と協力して学生が自らの意思で国家試験に立ち向かう燃える炎の塔を作ろうじゃありませんか。



# 法職教育検討委員会活動報告



委員長

鈴木康洋

## 一 (当委員会の目的)

当委員会は、本学法職講座運営委員会及び司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする本学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査・検討及び協力することを目的として設置された。したがって、当委員会は本学法職講座並びに司法特設講座のバックアップ委員会としての基本的性格を有し、具体的には本学法職講座運営委員及び司法特設講座「法曹論」並びに「司法演習」担当講師の推薦等と、本学学生及び卒業生の司法試験合格に向けての諸施策の調査・検討、協力体制の確立が所管事項となっている。

以下、平成九年五月一五日、前任の新井嘉昭委員長（現担当副幹事長）より引継ぎ以降の主たる活動を要約摘示し、当委員会の活動報告に代えさせていただきます。

## 二 主たる活動状況の報告

### (一) 平成九年度の活動状況について

1 平成一〇年度司法特設講座「法曹論」並びに「司法演習」担当講師の推薦

平成一〇年度の司法特設講座（「一部法律学科授業科目一覧」の第三群、法曹論2・司法演習1、2、3。単位数各二単位を指称）担当講師の推薦状況は別添「平成一〇年度演習担当講師推薦名簿」（内、客員講師五名）のとおりである。

2 学校法人中央大学法職講座運営委員会委員の推薦

同委員会の委員である伊達俊二先生（二弁・三六期）の任期満了に伴う後任の推薦であったが、同先生に留任願うこととし、再任の推薦をした。

3 嘱託弁護士（学生相談員）の推薦

嘱託弁護士の制度は、学生の法律相談のみならず、人生相談等も含み、広く学生の悩みについて相談にのってもらう為に設けられた制度であるが、伊達俊二先生（前同）を適任として推薦した。

4 法廷見学会の実施

平成九年一月四日法廷見学会を実施した。この法廷見学会は、本来、「法学部」としての行事の一環であるが、これに中大法曹会が協力する位置づけのもとに行うものである。その概要は次のとおりである。

① 実施前の裁判所との接渉

東京地方裁判所広報担当事務官に趣旨説明を行い、当日の法廷傍聴に当たっては、傍聴法廷の選択並びに資料の提供を受けるなどのご協力をいただいた。

② 実施要領

（実施前のダイガンス）

同日午前一〇時より午前一一時四五分（弁護士会館五〇二号E・F室）

（担当者）



新井嘉昭 (担当副幹事長・司法演習民法担当)

田中 茂 (当委員会副委員長)

鈴木康洋 (当委員会委員長)

(学生参加者)

三〇名

(事前レクチャー等)

東京弁護士会広報委員会監修の「法廷傍聴ってなあーに？」に基づき、刑事手続全体の流れと傍聴に当たりの注意事項を説明。他に、裁判所より提供を受けた「裁判所」(最高裁判所事務総局)、「法廷アラカルト」(同)を参加学生全員に参考資料として配付した。

(法廷傍聴)

同日午前一一時より一二時。二班に分れ、二つの法廷(四〇六号・五〇六号)を別々に傍聴した。

③ 感想・意見交換会

同日午後一二時より午後二時二〇分。

昼食をはさんで出席者全員に一人ずつ感想・質問等を率直に述べてもらう方式で行ったが、学生から要約次のような感想や質問がなされ、引率の担当者としてもきわめて有意義であった(なお、昼食は法曹会が提供)。

。法廷傍聴は初めて、或は、二、三回という学生もいたが、大変勉強になったとの発言が大多数であった。被告人が腰に縄をつけられ手錠をかけられた俣、二人の刑務官或は警察官に両脇をかためられるようにして入廷してくる姿にはいささかショックであった。又、そこ迄しなければいけないのだろうか、との疑問

も提起された。

。事前に静粛に願いたい、ということに注意事項として述べておいたため、法廷内での「メモ」のことについて質問があった。

。裁判官・検察官の法廷での発言が比較的平易で分かりやすかった。又「声」の大小などについての発言も目立った。

。一方の法廷の被告人が高齢の女性（老女）であったため、これからどうなるのであろうか（執行猶予がつくかどうかなど）の同情的発言もあった。

。再犯の被告人が多いことから（両法廷とも被告人は一、二度ならぬ前科があった）服役後出所してからの問題についての質問があった。

。裁判官は事前に証拠資料などに目を通してあるのであろうかとの質問があり、これについては起訴状一本主義についての説明をしたが、法廷前に新聞報道等がなされるような事件の場合、これに裁判官は影響されないものであろうか、との懸念とも思える質問があった。

。国選弁護の場合、始めて会う被告人との信頼関係を得るため、弁護人はどのような方策を講じているのであろうか、との質問があった。

以上、感想・質問の一部を摘示したが、学生からの質問に対しては、引率担当者の方から逐一懇切に説明を行い、懇談終了後もこの俣別れがたい雰囲気もあり、数名の学生からの個別の質問にも対応したが、最初緊張気味の学生諸君もすっかり打ちとけ、なついてくれたので同窓のOBとして嬉しかった、との引率担当者側としての感想があった。

## 5 司法演習終了、司法演習担当講師慰労懇談会・憲法担当者意見交換会の実施



平成一〇年一月一〇日新宿「なだ万賓館」において、平成九年度司法演習終了、司法演習担当講師慰労懇談会を行った。この会は従前司法演習担当講師が「有志」として行っていたものであるが、委員会で協議した結果、本来的には所管の当委員会主催で行うべきではないか、又、中大法曹からも相応の財政上の配慮があつて然るべきではないか、との意見が大勢であつた。

そこで、この慰労懇談会を当委員会主催のもとに行うべく検討に入ったが、既に、松田豊治講師を世話人として企画が進んでおり、場所の変更なども現実的に不可能であつた。そのため、今回は形は従前通りとするが、執行部に財政上の配慮を願うこととし、次年度からは当委員会主催で行う旨の申合せを行った。

又、同年二月二〇日司法演習憲法担当者意見交換会を行ったが、憲法担当者会議は初めてであることなどを考慮し、本会執行部に然るべき財政上の補助をお願いし、了承を得た。

(二) 平成一〇年度の活動状況について

1 「中大生のための司法試験受験マニュアル」(仮称)、副題「三年間で司法試験に合格するノウ・ハウ」(仮称)の策定

① 当委員会は、右の課題を今年度活動の最重要課題として位置づけ、精力的に取り組むこととしたが、当委員会の現有の委員構成はこのような重要課題に取り組むことを想定して構成されていないため、執行部の理解を得て、当委員会内に「法職プロジェクト小委員会」を設置して右の課題に取り組むこととした。

② 「法職プロジェクト小委員会」委員の委嘱

「法職プロジェクト小委員会」の構成に当っては、法曹会の若手・中堅会員のなかから優秀なスタッフを選抜し、特別委嘱委員として協力を願うこととした。

特別委嘱委員は次のとおりである。

。元木 徹(総括・二九期)

。伯母治之(四〇期)

。厚井乃武夫(四〇期)

。今井健志(四二期)

。海老原寛(四四期)

。金澤賢一(主査・四九期)

③ 「法職プロジェクト小委員会」の作業経過

「法職プロジェクト小委員会」は平成一〇年五月二五日を第一回とし、以後、同年七月から九月迄は小委員会を開催、同年一〇月から一二月にかけては随時小委員会を招集するというきわめてハードな作業を行った結果、同年一二月一六日に最終の編集調整作業を終了し、直ちに日立印刷株式会社に印刷・製本を依頼して、今年二月下旬完成を目途に、現在、最終の編集作業に入っているとある。

この間、平成一〇年一月一六日の小委員会において、正式名称をどうするかについて意見交換の結果、「司法試験在学合格マニュアル」とすることに決定した。本来であれば、全文を本誌「中大法曹」に掲載し、会員各位のご理解を願うべきところであるが、紙数の都合もあるので、本誌には「表紙」「総目次」「はじめに」並びに「編集後記」だけを参考迄に末尾に添付させていただくことでお許し乞う次第である。

なお、この「司法試験在学合格マニュアル」は平成一一年四月並びに同一二年四月入学の新生に法曹会から無償で提供することで執行部の了解を得ているが、大学には関係学部を含め四三〇〇部(大学側の希望による)を提供することになっているのでご理解を賜りたい。



平成一〇年度の「法廷傍聴」（従前「法廷見学会」という呼称を用いていたが、いかにも実態に合わないの  
で今年度からは「法廷傍聴」の呼称を用いることにした）は同年六月一〇日と同年一月四日の二回行った。  
その概要は次のとおりである。

なお、実施要領は前年度一月四日に行った「法廷見学会」と同一であるので重複を避け、「感想・意見交  
換会」を中心にその概要を適示させていただくのでお許しを賜りたい。

① 平成一〇年六月一〇日「法廷傍聴」の実施について

（担当者）

元木 徹（司法演習民法担当）

厚井乃武夫（右同）

田中 茂（当委員会副委員長）

飯沼 允（本会事務局次長）

鈴木康洋（当委員会委員長）

（学生参加者）

一三名

（感想・意見交換会の概要）

。法廷傍聴は初めて。法廷はもったいめしい感じと思っただが、意外に優しい感じだった。

。被告人が入廷してくるとき、手錠・腰縄付きで引っぱられるようにして入ってきたのはショックだった  
（同意見多数）。

。事件の内容がどこにでもころがっているような事件であったため、刑事訴訟（法）が身近に感じられた。

。起訴状朗読・冒頭陳述を聞くとこれは有罪だなと思ったが、弁護人の冒頭陳述を聞くとこれは無罪かなと思ったりで、これを裁く裁判官は大変だなと思った。

。検察官の冒頭陳述で、会社（パチンコ店経営）がやくざに一、〇〇〇万円もの金を提供していたことを聞き、このようなことが実際にあるのだなと驚いた。

。法廷傍聴は二回目。前回傍聴のときは被告人がアルコール中毒の末期症状であった為、ロレッツがまわらず言っていることがよく分らなかったが、今回はスムーズに進行との印象をもった。

。弁護人が罪状認否に際し、大声で「被告人は無罪」と言ったのには驚いた。

。弁護人のしゃべり方も、おとなしくしゃべる人と大きな声でしゃべる人がいて、苦しいときは勢いでもっていく感じを受けた。

。裁判官が女性だったが、しっかりしているなと強く感じた。裁判が始まる前に弁護人と検察官がとげとげしい雰囲気ではなく、にこやかに話をしているのをみて意外だった。

。検察官と弁護人の意見が全く違うので、どちらが本当かなと迷った。法廷の雰囲気はおだやかな感じだった。

。事前準備はどのように行っているのか、又記録の量はどの位なのかとの質問があった。これに対しては引率者の方から一般論としての説明をした。

。裁判官がおだやかで、こわいというイメージがくずれた。

。自分たちが普段の生活で、事実などをどの程度正確に話しているか反省させられた。

。法廷傍聴は刑事訴訟法の勉強になると思った。

。司法試験受験のことについて、偏差値の問題や個人的な問題（環境・能力など）が話題となったが、引率



者の方で「昔も今も変わらない」「継続は力なり」などの激励の言葉があった。

。大学の授業で一般教養の先生から、中大生はアホンダラ学生が揃っていると言われた。

。予備校で教えている先生の講義は実践的で面白いと感じた。

他に、

。夜間部にも司法演習講座を設けてもらいたい。

。夜間部の学生が法職講座の講義を受けたいと思っても、大学の授業（基本教科の憲・民・刑）とかち合っていて受講できない、なんとかならないか。

などの要望があった。

② 平成一〇年一月四日「法廷傍聴」の実施について

（担当者）

新井嘉昭（司法演習民法担当・法曹会担当副幹事長）

飯沼 允（法曹会担当事務局次長）

田中 茂（当委員会副委員長）

鈴木康洋（当委員会委員長）

（学生参加者）

二一名

（感想・意見交換会の概要）

。今回傍聴した法廷の被告人は外人、いわゆるオーバーステイの事件であったので、被告人が外国人の裁判は始めてなのでどうなるのかと思っていたが、意外にスムーズに進行したのには感心した。又、大変勉強

強になった。

。被告人が外国人の事件を傍聴できたのはよかった。

。検察官・弁護人ともに口が余りにも早すぎることに文章もずい分固いと感じた。

。通訳が同時通訳であったのはきわめて印象的であった。

。通訳の人も専門用語など、専門的なことを勉強しなければならないのは大変だと思った。

。手続が教科書どおりなのは（さっき説明を聞いたとおりなのは）感心した。

。通訳が入っていたので手続が分り易かった。

。弁護人が弁論で再犯の虞れはない、ということを見たが、甘いと思った。再犯の可能性はあるのではないか。

。（審理終了後、裁判官は退席しない俣即決で判決言渡しを行ったことについて）どうも事務的にすぎるのではないか、又、考えていた以上にあっさりしているとの感じをもった。

。もっと検察官と弁護人との言い争い（論争）の場があるのかと思っていたが、イメージが変わった。

。（判決が執行猶予だったので）判決は怪いのではないか、いや、妥当なのではないかななどの感想があった。

### 3 平成一一年度司法特設講座「法曹論」並びに「司法演習」担当講師の推薦

平成一一年度の司法特設講座（内容は前同）担当講師の推薦状況（但し、平成一一年二月五日現在。刑法Iの一名が残っている）は別添「平成一一年度演習担当講師推薦名簿」（内、客員講師五名）のとおりである。

### 4 学校法人中央大学法職講座運営委員会委員の推薦

同委員会の委員である中村茂八郎先生が同年三月任期満了で退任となるので、その後任に鈴木孟秋先生（二弁・一四期）を推薦した。



5 司法演習担当講師相互の意見交換会の実施

平成一〇年一二月一〇日司法演習担当講師からの要望により、憲・民・刑各科目担当代表者による「司法演習の今後のあり方」を中心として意見交換会を行った。

6 司法演習終了、司法演習担当講師慰労懇談会の実施

平成一一年一月九日新宿「魚市」において、前年度の申合せに基づき当委員会主催のもとに司法演習担当講師慰労懇談会を行った。なお、この会の開催については、執行部より、前年度に続き財政上格別のご配慮をいただいたことを付記させていただく。

7 本学法学部教授と司法特設講座担当講師との意見交換会の実施

平成一一年一月二〇日本学駿河台記念館に於て、本学法学部教授と司法特設講座担当講師との「司法演習の今後のあり方」を中心として意見交換会を行った。

この意見交換会において、司法特設講座司法演習の趣旨・目的、並びに、受講生の定員問題などについて活発な意見交換が行われ、きわめて有意義であった。

8 「法学部三年次生を対象とした『専門講座』（民法特殊講座）」設置についての提言

司法演習民法担当の荻原静夫・大辻正寛・石井芳光（主査）各講師から「法学部三年次生を対象とした『専門講座』（民法特殊講座）設置問題について」の提言があり（別添「要望書」参照）、当委員会として意見交換の結果、大学側の考えを十分に配慮しながら、今後実現の方向で前向きに検討を行っていくこととした。

最後に、この二年間、田宮 甫幹事長を始めとする執行部各位、わけでも新井嘉昭担当副幹事長並びに飯沼 允担当事務局次長には財政上の措置を含め、当委員会の運営に格段のご配慮をいただいたことに心から感謝の意を表し、筆を擱くことといたします。

以上

# 平成10年度演習担当講師推薦名簿

1コマとは90分単位の1クラスのことです。

H10. 3. 6現在

科目	講座	コマ数	新任	氏名	期	弁護士	担当コマ数	備考
法曹論				才口 千晴	18	東	1	
憲法	I	8コマ	○	青木 康國	29	一	1	
				根岸 清一	35	二	1	
				中村 裕二	39	東	2	
				寺本 吉男	39	一	1	
				草薙 一郎	39	東	1	
				鈴木 秀一	40	一	1	
				山田 明文	46	二	1	
	II	5コマ		青木 康國	29	一	1	
				山崎 司平	31	二	1	
				溝口 敬人	35	東	1	
				木村 美隆	36	東	1	
				草薙 一郎	39	東	1	
	III	5コマ	○	原 誠	23	二	1	
				山崎 司平	31	二	1	
				溝口 敬人	35	東	1	
				木村 美隆	36	東	1	
				真野 文恵	45	二	1	
	民法	I	16コマ	○ ○	荻原 静夫	15	一	
石井 芳光					17	東	2	
曾田 多賀					19	東	2	
清水紀代美					21	東	1	
川村 延彦					22	一	2	
元木 徹					29	一	1	
細田 良一					31	一	2	
行方 美彦					36	二	2	
湯川 将					38	東	1	
滝田 裕					40	二	1	
中野 正人		40	一	1				
II		16コマ (但し、 内1コマは専 任教員が担当)	○ ○	石井 芳光	17	東	1	次期幹事就任予定
				猿山 達郎	19	二	1	
				新井 嘉昭	21	二	2	
				村田 裕	21	東	1	
				山田 忠男	23	二	1	
				篠原 由宏	24	一	1	
	佐藤 勝			27	東	2		
高石 昌子	34	東	1					
湯川 将	38	東	1					



科 目	講座	コマ数	新任	氏 名	期	弁護士会	担当コマ数	備 考
				釘沢 知雄	39	二	2	
			○	嘉本 益巳	39	二	1	
			○	滝田 裕	40	二	1	
	Ⅲ	16コマ (但し、 内1コマは専 任教員 が担当)		大辻 正寛	16	東	1	
				猿山 達郎	19	二	1	
			○	友野 喜一	20	一	1	
				新井 嘉昭	21	二	2	
				村田 裕	21	東	2	
				山田 忠男	23	二	1	
				御蘭 賢治	23	東	1	
			○	宮崎万寿夫	34	一	1	
				平松 和也	37	東	2	
			○	河東 宗文	38	東	1	
				厚井乃武夫	40	東	1	
			○	鈴木 和憲	41	一	1	
刑 法	Ⅰ	12コマ		小貫 芳信	27	検	1	
			○	小黒 和明	30	検	2	
				塚越 豊	31	東	1	
				辻居 幸一	35	二	1	
				伊達 俊二	36	二	1	
				額田みさ子	37	二	2	
			○	嶋田 貴文	38	一	1	
			○	八木 清文	41	一	1	
				大西 裕	41	一	1	
				松田 豊治	43	一	1	
	Ⅱ	8コマ	○	小貫 芳信	27	検	1	
			○	小黒 和明	30	検	2	
				塚越 豊	31	東	1	
				辻居 幸一	35	二	1	
			○	伊達 俊二	36	二	1	
			○	額田みさ子	37	二	2	
	Ⅱ	6コマ		羽成 守	28	東	1	
			○	平尾 雅世	35	検	2	
				横井 弘明	36	二	2	
			○	川添 丈	43	一	1	

(注) 法曹論(検察官) 杉山茂久検事に交代。

## 平成11年度演習担当講師推薦名簿

1コマとは90分単位の1クラスのことです。

H11. 2. 5現在

科目	講座	コマ数	新任	氏名	期	弁護士会	担当コマ数	備考
法曹論				才口 千晴	18	東	1	留任
憲法	I	8コマ		青木 康國	29	一	1	留任
				根岸 清一	35	二	1	〃
				中村 裕二	39	東	2	〃
				寺本 喜男	39	一	1	〃
				草薙 一郎	39	東	1	〃
				鈴木 秀一	40	一	1	〃
				山田 明文	46	二	1	〃
	II	5コマ		青木 康國	29	一	1	留任
				山崎 司平	31	二	1	〃
				溝口 敬人	35	東	1	〃
				木村 美隆	36	東	1	〃
				草薙 一郎	39	東	1	〃
	III	5コマ		原 誠	23	二	1	留任
				山崎 司平	31	二	1	〃
				溝口 敬人	35	東	1	〃
			木村 美隆	36	東	1	〃	
			真野 文恵	45	二	1	〃	
民法	I	16コマ		石井 芳光	17	東	2	留任(幹事)
				曾田 多賀	19	東	2	〃
				清水紀代志	21	東	1	〃
				川村 延彦	22	一	2	〃
				元木 徹	29	一	1	〃
				細田 良一	31	一	2	〃
				高石 昌子	34	東	1	行方先生の1コマの後任
				行方 美彦	36	二	1	留任(1コマ減)
				湯川 将	38	東	1	〃
				滝田 裕	40	二	1	〃
				中野 正人	40	一	1	〃
				○ 沢野 忠	40	一	1	新任(荻原先生の後)
	II	16コマ (但し、 内1コマは専 任教員が担当)		石井 芳光	17	東	1	留任
				猿山 達郎	19	二	1	〃
				村田 裕	21	東	1	〃(幹事)
				山田 忠男	23	二	1	〃
				篠原 由宏	24	一	1	〃
	高石 昌子	34	東	1	〃			
	湯川 将	38	東	1	〃			



科目	講座	コマ数	新任	氏名	期	弁護士会	担当コマ数	備考
				釘沢 知雄	39	二	2	留任
			○	嘉本 益巳	39	二	1	〃
				土井 隆	39	二	2	新任 (新井先生の後任)
			○	滝田 裕	40	二	1	留任
				廣渡 鉄	44	一	2	新任 (佐藤先生の後任)
	Ⅲ	16コマ (但し、 内1コマは専 任教員が担当)		大辻 正寛	16	東	1	留任
				猿山 達郎	19	二	1	〃
				友野 喜一	20	一	1	〃
			○	村田 裕	21	東	1	〃 (但し1コマ減)
				杉井 静子	21	二	1	新任 (村田先生1コマ減の後任)
				山田 忠男	23	二	1	
				御蘭 賢治	23	東	1	留任
				宮崎万寿夫	34	一	1	〃
				平松 和也	37	東	2	〃
				河東 宗文	38	東	1	〃
			○	厚井乃武夫	40	東	1	〃
				伯母 治之	40	東	1	〃
			○	鈴木 和憲	41	一	1	新任 (新井先生の後任)
				海老原 覚	44	東	1	留任
刑法	I	12コマ	○	保倉 裕	33	検	1	新任
				小黒 和明	30	検	2	留任
				塚越 豊	31	東	1	〃
				辻居 幸一	35	二	1	継続予定
				伊達 俊二	36	二	1	留任
				額田みさ子	37	二	2	〃
				八木 清文	41	一	1	〃
				大西 裕	41	一	1	〃
				松田 豊治	43	一	1	〃
	Ⅱ	8コマ	○	佐藤 崇	33	検	2	新任
				宮崎万寿夫	34	一	1	樋口先生の後任
				伊達 俊二	36	二	1	留任
				横井 弘明	36	二	2	〃
				嶋田 貴文	38	一	1	留任 (Iから移動・川原先生の後任)
				平手 啓一	39	一	1	留任
	Ⅲ	6コマ	○	羽白 守	28	東	1	留任
				佐藤 崇	33	検	2	新任
				横井 弘明	36	二	2	留任
				川添 丈	43	一	1	〃

# 要 望 書

中央大学法曹会  
法職教員検討委員会  
委員長 鈴木 康洋 殿

当職らは、貴委員会に対して、次のとおり、要望いたしますので、当該制度の実施に向けてご検討ください。

平成10年6月17日

中央大学法学部司法演習講座  
民法担当講師

総則担当世話人

弁護士 荻原 静夫

物権担当世話人

弁護士 大辻 正寛

債権担当世話人

弁護士 石井 芳光

## 要 望 事 項

中央大学法学部法律学専門講座（三年次生・四年次生）に司法演習講座の特色を生かす民法特殊講義（民法判例研究・判例解説など）を設置し、その担当講師として、司法演習講座担当講師の中から適任者（若干名）を選任される制度を新しく開設していただきたい。

## 要 望 の 理 由

- 1 中央大学法学部では、中央大学学会法曹会との協力により、平成五年度から司法演習講座（憲法・刑法・民法）を開設し、同法曹会からの推薦による法曹が担当講師として、同講座を担当し、受講者の学生諸君から好評を得て、同講座が順調に運営され、着々と成果をあげていることは、ご承知のと



おりです。

しかし、同講座は、受講対象者が一年次生・二年次生に限定されているので、同講座による司法演習の特色が三年次生・四年次生までの全学年を通して一貫した教育効果を十分にあげることができません。

そこで、司法演習講座の特色を生かしながら、三年次生・四年次生の学生諸君を受講者とする民法学特殊講座（民法判例研究・判例解読など）を新しく設置することを提案します。

2 同特殊講座の担当講師には、原則として、現在、開設されている司法演習担当講師のうちから、次の選考基準に合致する若者千名を選任することが望ましいと考えます。

- (1) 司法演習講座担当講師を少なくとも五年間経験した者
- (2) 中央大学法曹会法職検討委員会の推薦を受けた者
- (3) 中央大学法学部教授会で承認をした者

以 上

# 司法試験在学合格マニュアル

## 総目次

- はじめに
- 第一章 「司法試験とは」
- 第二章 「在学合格へのタイムテーブル」
- 第三章 「司法試験の勉強（一般的事項）」
- 第四章 「受験勉強の環境」
- 第五章 「基礎的な学習の期間」
  - 一節 「民法」
  - 二節 「憲法」
  - 三節 「刑法」
  - 四節 「商法」
  - 五節 「民事訴訟法」
  - 六節 「刑事訴訟法」
- 第六章 「試験に向けての学習の期間」
  - 一節 「短答式試験対策の勉強Ⅰ」
  - 二節 「論文式試験対策の勉強Ⅰ」
  - 三節 「弱点補強の勉強」
  - 四節 「答案練習会にあわせた勉強」
  - 五節 「短答式試験対策の勉強Ⅱ」
  - 六節 「論文式試験対策の勉強Ⅱ」
  - 七節 「口述式試験対策の勉強」

## はじめに

中央大学に入学された皆さんの中には、将来、裁判官、検察官、弁護士（これらを併せて「法曹」をいいます。）を志す人も多いことでしょう。近時は、毎日のように裁判に関するニュースが新聞の紙面を飾り、また、法曹の活躍を題材にしたテレビ番組や映画もあり、法曹は社会の注目を集めています。さらに、国際化、規制緩和等の社会の流れの中で、国民の社会に対する意識も、「暗黙のルールが支配する村社会」から「法律に従った契約社会」へと変化しつつあります。このような状況において、

法曹の担う役割、責任は益々増大してきます。

そして、法曹となるためには、まず、「司法試験」に合格しなければなりません。司法試験に関しては、最近、合格者の増員、修習期間の短縮等の制度改革が広く報道されていますが、大学に入学して間もない時期においては、漠然と「難しそう。」といったイメージが強いかも知れません。

しかし、先に述べた合格者の増員等の司法試験制度の改革は、これから法曹をめざそうとする皆さんにとっては「大きなチャンス」です。

また、中央大学は、ご承知のとおり、永い間幾多の法曹を



輩出し、「法科の中央」といわれています。近年、残念ながら、合格者数がやや減少していますが、それでも全国の大学で上位を確保しています。

さらに、中央大学においては、他大学に比べて、大学の法職講座や司法試験受験のための研究室の充実、先輩法曹実務家からの指導など、受験環境にも恵まれているので、皆さんは、努力次第では十分に在学中に合格できる環境にあるのです。

ところが、初めて勉強する「法律」を目の前にすると、難しいというイメージばかりが先行してしまったり、何をどのように学習すればよいか分からなかったりと様々な問題にぶつかります。このようなことから、残念なことですが、せっかく十分に在学中に合格できる環境にありながら、当初志した法曹への道を諦めてしまう人もいます。

本書は、法曹を志す初学者を対象に、一人でも多くの学生が初志を貫徹することができるようにすることを目的として作成されました。

本書は、次のとおり六章から成っています。

第一章 (司法試験とは) では、司法試験の概略を説明しています。

第二章 (在学合格へのタイムテーブル) では、在学中に司法試験に合格するための大まかな計画をあげています。

第三章 (司法試験の勉強) では、各試験科目に共通する

#### 第四章

一般的な司法試験の勉強方法を説明しています。  
(受験勉強の環境) では、研究室、法職講座、予備校の利用方法について説明しています。

#### 第五章

(基礎的な学習の期間) では、司法試験の試験科目である、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の勉強のスケジュールや注意事項を説明しています。

第五章の構成は、

一節 民法

二節 憲法

三節 刑法

四節 商法

五節 民事訴訟法

六節 刑事訴訟法

となっています。

#### 第六章

(試験に向けての学習の期間) では、基礎的な学習の期間を終えて、実際に司法試験を受験する時期の勉強方法について説明しています。

第六章の構成は、

一節 短答式試験対策の勉強 I

(一回目の短答式試験に向けての勉強)

二節 論文式試験対策の勉強 I

(一回目の論文式試験に向けての勉強)

三節 弱点補強の勉強

(論文式試験終了後の弱点補強期間の勉強)

## 編集後記

### 四節 答案練習会にあわせた勉強

(答案練習会に参加する時期の勉強方法)

### 五節 短答式試験対策の勉強Ⅱ

(二回目の短答式試験に向けての勉強)

### 六節 論文式試験対策の勉強Ⅱ

(二回目の論文式試験に向けての勉強)

### 七節 口述試験対策の勉強

(口述式試験の向けての勉強)

となっております。

本書は、初めから最後まで通読する必要はありません。興味を持ったところから読んでみましょう。また、自分が今何をすべきか見失いそうになった時に開いてみましょう。

法曹となった皆さんに会える日を心待ちにしています。

### 後輩諸君へのメッセージ

「司法試験」と言えば、後輩諸君には「国家最高の試験」とか、「国家最難関の試験」というイメージが最初に浮かんでくるのではないかと思います。そのため学生諸君のなかには「そんな難しい試験に挑戦しても、自分にはとても無理だ」とひとり勝手に決めてかかり、最初から断念してしまう人がいるとすれば、これほど残念なことはありません。

たしかに、私が司法試験に取り組んでいた昭和三〇年代前半頃には、先輩から「基本書を最低一〇回はまわせ」「読書量一〇万頁」などという気の遠くなるような叱咤激励を受けながら頑張った記憶がありますから、「司法試験は簡単だ」などと安易に言うつもりはありません。しかし、同時に、少し勉強が進んだ頃に「司法試験は人格試験」「一夜明ければ先生だ」などの絶妙な指導にほだされ、机にしがみついていた「合格」が向うからやってきた、というわけです。司法試験は後輩諸君がひとり頭で考えているほど難しい試験ではありません。

まして時代は大きく変わりました。司法試験制度の改革により、いわゆる丙案導入により三回未満受験の受験生にはきわめて有利な合格枠が与えられ、合格者の数も当面一、〇〇〇名にまで増やそうということになりました。出題の傾向も、



採点の方法も、初等者向きに変わってきているように見受けられます。初等者の後輩諸君にとって今こそチャンスです。自信を持って司法試験に挑戦してください。

ただ注意しなければいけないことは、司法試験も競争試験である以上間違った方向に走りだしたら、何年かかっても合格から遠のくばかりで、ゴールに到達することは絶対に不可能です。

本学は、建学以来、「法科の中央」の名にふさわしく、永年にわたり多くの有為な法曹を世に輩出し、その成果を赫々たるものがありました。ところが、どこをどう間違えたのか、平成九年の司法試験において五位転落という大陥没となり、平成一〇年の司法試験においても失地回復にいたりませんでした。

この厳しい現実を前にして私たちOB・OGは危機感を抱き、先輩として後輩諸君のために何か役に立つことができなしか真剣に意見交換を行いました。その結果、私たち自身新しい現状認識のうえに立って、「こうすれば在学中に司法試験に合格することができる」とのノウ・ハウを策定し、これを後輩諸君に提供し、多くの後輩諸君に自信をもって司法試験に挑戦してもらうことが、危機脱出の一つのきっかけとなるのではないかと結論にいたりました。

そして、昨年四月に、本学法曹会の所管の委員会である法職教育検討委員会のなかに、このノウ・ハウ版策定のための専門委員会として「法職プロジェクト小委員会」を設置し、

司法試験受験指導に定評のある元木 徹を総括におき、以下、練達の伯母治之・厚井乃武夫・今村健志・海老原 覚・金澤賢一の六名をもって小委員会を構成し、以後、約一〇ヵ月間の経過を経て、ようやく本書刊行の運びとなりました。

ここで一つだけ注意して欲しいのは、司法試験に合格するための勉強方法としてこれが全てではない、ということですが、受験生の環境は各人各様でそれぞれ異なるでしょうし、受験勉強にとって受験生個々の個性を無視することは絶対にできないからです。私たち先輩としては、後輩諸君が本書の基本方針に沿って的確な努力をしてくれれば間違いなく司法試験に合格できる、との自信をもっておりますが、後輩諸君としては、個々の環境と自らの個性を十分に考慮して、自分に最も適した勉強方法をとって欲しい、と思っております。しかし、その際、本書を十分に参考にしていただければ、更により結果となることを確信いたしております。

本書の利用方法については、司法試験に取り組む前に、全編に一度目を通していただければそれに越したことはありませんが、自己の勉強の進度に従い、或は、科目別に、その都度必要な箇所を目を通すという方法によっても本書の目的は十分に達成できるように編集してありますので、後輩諸君が自由に利用してください。

本書の刊行にあたり、田宮 甫幹理事長以下中央大学法曹会執行部各位及び「中大テミスを育む会」（阿部三郎会長）には、財政上の措置を含め格段のご理解とご支援をいただき、

—— 執筆編集担当者 ——

本学法職講座の関係スタッフには事前にお目通しを願ひ、貴重なご意見をお寄せいただきました。また、日立印刷株式会社の中澤茂明氏には、本書の装丁及び全体の構成等について格別のご指導をいただき、更に、新井嘉昭担当副幹事長・飯沼 允担当事務局次長・田中 茂担当副委員長には、小委員会の運営に萬般のご配慮をいただいております。それぞれの関係各位に紙上をお借りして、深甚の謝意を表させていただきます。それぞれにく次第です。

最後に、多数の後輩諸君が本書を一つの道しるべとして勉学に励み、輝かしい勝利の栄冠を獲得されることを心より祈念し、筆を擱くことといたします。

平成一一年一月一日

中央大学法曹会法職教育検討委員会

委員長 鈴木康洋

担当委員長（中央大学法曹会法職教育検討委員会委員長）

東京弁護士会 鈴木康洋（一五期）

担当副委員長（同上副委員長）

第一東京弁護士会 田中 茂（二九期）

中央大学法曹会法職教育検討委員会内法職プロジェクト小委員会委員

第一東京弁護士会 元木 徹（二九期・総括）

東京弁護士会 伯母治之（四〇期）

東京弁護士会 厚井 乃武夫（四〇期）

第二東京弁護士会 今村 健志（四三期）

東京弁護士会 海老原 覚（四四期）

第一東京弁護士会 金澤 賢一（四九期・主査）

担当副幹事長（中央大学法曹会副幹事長）

第二東京弁護士会 新井嘉昭（二二期）

担当事務局（中央大学法曹会事務局次長）

東京弁護士会 飯沼 允（二七期）



# 大学問題委員会活動報告



委員長 中津靖夫

- 一 当委員会は、幹事長の諮問に対し、法曹会が中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申するための回答をするための試案の作成を目的とする委員会で、毎月一回定例会を開催しております。
- 二 当年度、田宮幹事長より発せられた諮問は、大きく二つに集約されます。即ち、
  - 1 中大キャンパス計画に対する意見
  - 2 司法試験受験対策に対する意見であります。
- 三 中大キャンパス計画に対する意見の骨子は、以下の通りです。
  - 1 キャンパスは、単に学生を収容する場を用意するのではなく、青年をいかに教育するかの理念に裏付けられる必要がある。中大は私立大学として建学の精神（実学の尊重）を有するが、それを踏まえてセールスポイントを考える必要がある。

2 中大は、六学部を擁する総合大学であるが、セールスポイントの観点から、法学部の興隆、とりわけ司法試験の合格者を多数出すことを重点政策として考えるべきである。

3 右観点に立つと、法学部の都心回帰を何としても実現すべきである。

(一) 法学部の全面都心復帰の可能性——春日町校舎の工学部と多摩校舎の法学部の入れ換え

(二) 法学部の部分的都心復帰

(三) 法学部大学院を都心に展開

四 司法試験対策に対する意見の骨子は以下の通りです。

1 司法試験対策に対して予算の重点配分を行うこと——せめて二億円程度予算化されたいとの要望に対し、次年度予算に一億円程対策費が上積みされたことは改善の徴候か。

2 中大生の司法試験受験回避対策——法曹による演習講師担当など。

3 択一对策・論文対策について、法職講座の一層の充実化をはかること

五 それぞれの項目をいかに充実発展させるかは、それぞれの機関の一層の御尽力に期待するところです。



# 中大テミスを育む会報告

事務局長  
中津靖夫

一 学会名誉会長堂野達也先生を發起人代表として「中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援し、「法科の中央」の名を高からしめこと」を目的として「中大テミスを育む会」が四五〇名のOB有志の御参加を得て、平成一〇年五月一四日に設立されました。

会則上の組織は、別添の如く雄大であります。とりあえず現在は、会長阿部三郎・副会長松家里明・同中津川彰・同角田邦重・事務局長中津靖夫で執行部を構成し、企画運営委員会委員長新井嘉昭の下に、毎月一回定例会を開催し、司法試験対策をはかっております。(敬称略)

二 中大司法試験対策の一本化を図るため、中大法学部・中大法曹会・学研連・法職講座運営委員会・テミスの会の五者が適宜会合し、対策を話し合っております。

三 テミスの会・法曹会・学研連が主催し、今年は、択一式模擬試験(一五回)を、予備校の協力を得て、低価格で中大受験生に提供しました。

成績優秀者の表彰など工夫を凝らしております。

四 論文式試験対策のため、答案採点経験のある先生方の講演を企画しております。

五 順次司法試験対策のための企画を工夫し、将来は全国の優秀な高校生を中大法学部に入学せしめるための施策も考えていきたいと思えます。

六 全ては緒についたばかりです。心ある中大OBの一層の御支援御協力をお願い申し上げます。御意見をお寄せ下さいますようお願いしております。



# 中大テミスを育む会（司法試験受験生を支援する会）会則

（平成一〇年五月一四日制定）

## 第一条（名称）

本会は、「中大テミスを育む会（司法試験受験生を支援する会）」と称する。

## 第二条（目的）

本会は、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援し、「法科の中央」の名を高からしめることを目的とする。

## 第三条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 中央大学関係者の司法試験合格者増加のための施策を企画実行する。
- 2 中央大学関係受験生のための特設講座などを設け、受験生の勉学の支援をする。
- 3 全国から有為の高校生の中央大学法学部への入学の勧誘を行うための施策を企画実行する。
- 4 その他、前条目的を達するに必要な事業

## 第四条（会員）

会員の入会資格は、本会の趣旨に賛同するものを以て組織する。

## 第五条（役員）

本会は、次の役員を置く。

役員は、総会において選任し、その任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

会 長 高裁管内ごとに各一名以上  
幹 事 長 一名  
副 幹 事 長 高裁管内ごとに各一名以上  
常 任 幹 事 相当数  
幹 事 相当数  
会 計 監 事 若干名  
事 務 局 長 一名  
事 務 局 次 長 相当数（高裁管内ごとに各一名以上）  
顧 問 必要に応じ、総会の選任により置く

第六条（役員職務権限）

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長・幹事長・副幹事長・常任幹事・幹事は、おのおの所定の職務を行う。
- 3 会計監事は、本会の会計を監査する。
- 4 事務局長・事務局次長は、おのおの所定の職務を行う。

第七条（役員任期）

役員任期は、全て一年とする。

一年の任期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

但し、再任は妨げない。

第八条（委員会）





# 法職講座抜本的改革プラン四カ年（平成一一年度から平成一四年度まで）計画

—ゼミチューター派遣のお願い—

中央大学法職講座運営委員会

法職講座運営委員会は平成十一年四月から四カ年にわたり「法職講座抜本的改革」を実施することを決定いたしました。

「法職講座抜本的改革プラン4カ年計画」と名付けたこの改革プランの目標と骨子は以下の通りです。  
また、この改革プラン実現のために中大法曹会の諸先生方には是非ともお願いしたいことがあります。

## I、目標

### (1) 短期的目標

◎中央大学最終合格者の総数について平成十一年度七〇人台後半、平成十二年度八〇人台後半、平成十三年度九〇人台後半と確実に増やしていく。

### (2) 中期的目标

①平成十四年度司法試験最終合格発表において中央大学の最終合格者の総数が一〇〇人に達する受験指導体制をつくる。



②平成十一年度以降の入学生の大半が4年次までに少なくとも択一試験には合格できる受験指導体制をつくる。

## II、改革プラン骨子

### (1)カリキュラム編成・講座内容面

①従来の講義（マスプロ教育）中心のカリキュラム編成に修正を加えて、少人数のゼミ形式の授業（レクシンプロ教育）を大幅に取り入れる。

具体的には若手弁護士をチューターとする「答案の書き方ゼミ」や新合格者をチューターとする「基礎ゼミ」、「択一答案練習会復習ゼミ」を設置する。

②講座講師・ゼミチューターの依頼は「司法試験の現状に精通する方」に限定する方向で調整していく。

③講座カリキュラム編成は「憲法・民法・刑法の主要3科目のマスター」・「在学中の択一試験合格」を念頭においたものとする。

④ガイダンス・シンポジウムを計画的に実施し、在学生の受験勉強のペースを作る。尚、ガイダンス、シンポジウム等の法職メディアを活用し、司法試験に対する「難関意識」を払拭し、「在学中の最終合格が珍しいものではない」という意識を在学生に浸透させていく。

⑤法職研究室（駿河台・多摩）の指導体制の一層の充実化をはかる。

⑥日本一の答案練習会といわれる「法職講座公開答案練習会」（駿河台記念館実施）を多摩校舎でも実施し、在学生の論文答案練習体制を強化する。

### (2)組織編成面

①改革プラン実施のために中大司法試験関係者の協力体制の確立が不可欠のものとなる。そこで五者協議会（法学部・中大法曹会・中大テミスを育む会・学研連・法職講座）を設置し、協力体制を確立する。

②改革プラン実施のためには司法試験受験の現状に精通している若手スタッフの認識・意見を幅広く吸収していくことが不可欠である。そこで法職講座運営委員会の下部機関として受験指導スタッフ幹事会を設置し、若手スタッフの認識・意見を吸収する機会を制度的に確保していく。尚、受験指導スタッフ幹事会の構成メンバーは法職講座出身の若手合格者（弁護士・修習生）を中心とする。

③改革プラン実施のためには熱心で優れた受験指導スタッフを数多く確保する必要がある。そこで、スタッフ管理機関を設置する。

### Ⅲ、御協力をお願い

法職講座運営委員会では「法科の中大復活」のため今回の改革プランに並々ならぬ覚悟で臨んでおります。

つきましては中大法曹会及び学研連の諸先生方に十分なご理解をいただくとともに御協力をお願いしたいと思います。具体的には指導能力のある「若手弁護士」の方に講座講師・ゼミチューター・答案練習会添削者をご担当いただきたく思います。

ここでいう「若手弁護士」の方とは原則として弁護士登録後五年以内の方を指します。

前述のところから改革プランのカリキュラムを実現するためには講座講師・ゼミチューター・答案練習会添削者として指導能力のある「若手弁護士」を数多く確保していくことが不可欠となります。そのため法職講座運営委員会としても「若手弁護士」の確保に奔走しております。しかし多摩キャンパスが都心から離れているためになかなか引き受けてはいただけません。そこで中大法曹会及び学研連の諸先生方にご協力をお願いする次第です。

受験指導の現場から離れていらっしゃる諸先生方には「若手弁護士」をご推薦・ご派遣いただくことを切にお願いいたします。



尚、指導能力のある方であれば中央大学出身者であるか否かを問いません。

ご担当いただくのは主としてゼミチューターです。尚、謝礼につきましては一コマ・三時間・五万円（税・交通費込）を予定しています（現在交渉中・未確定）。

「若手弁護士」の方の確保がままならない場合には今回の改革プランは挫折します。

現在、法曹養成教育の在り方が盛んに論議されていますが、今回の改革プランが挫折すれば「法科の中大の復活」への道は閉ざさる可能性が極めて高いといえます。

是非ともご協力ください。詳細は法職講座事務室（TEL〇四二六―七四―三二二〇）にお問い合わせください。また、中大法曹会執行部・学研連執行部にも正式にご協力を要請しております。

以上